

認知症対応型共同生活介護事業所及び指定介護予防

認知症対応型共同生活介護事業所運営規程

(事業の目的)

第1条 株式会社グレースホームが開設する指定認知症対応型共同生活介護事業所（以下「事業所」という。）が行う指定認知症対応型共同生活介護の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の生活介護の提供に当たる従業者（以下「介護従業者」という。）が、要介護及び要支援2状態にある高齢者（以下「要介護者」という。）に対し、適正な指定認知症対応型共同生活介護を提供することを目的とする。

(運営の目的)

第2条 事業所の介護従業者等は、要介護者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことが出来るよう、家庭的な環境の下で、入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行う。

2 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保険・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称及び所在地)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 1 名称 グループホーム 楓
- 2 所在地 岐阜市栗野西6丁目117-2

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- 1 管理者 1名
管理者は、事業所の従事者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、自らも生活介護の提供に当たるものとする。
- 2 計画担当者 1名 内介護支援専門員 1名
計画担当責任者は、事業所の利用の申し込みに係る調整、介護員等に対する技術指導、認知症対応型共同生活介護計画（以下「介護計画」という。）の作成を行う。
- 3 介護従事者 9名（常勤3名 非常勤6名）
介護従事者は、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、介護計画に基づき適切な技術をもって介護を行う。
- 4 事務職員 1名（常勤職員）
必要な事務を行う。

(利用定員)

第5条 事業所の定員は、1ユニット9名とする。

(指定認知症対応型共同生活介護の内容及び利用料その他の費用の額)

第6条 指定認知症対応型共同生活介護の内容は次のとおりとし、指定認知症対応型共同生活介護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定認知症対応型共同生活介護が法定代理受領サービスであるときは、その1割～3割の額とする。

なお、利用者の負担となる費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ利用者またはその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、書面により同意を得ることとする。

- ① 共同生活を営むための施設の提供
- ② 生活上のつまずきの軽減や心身の状況を穏やかに保てるようなサービスの提供
- ③ 過去に経験したことがある役割を与えるなどして、潜在的な力に働きかけ、高齢者の失われかけた能力を再び引き出すことができるようなサービスの提供
- ④ 認知高齢者を生活の主体者としてとらえ、個々の生活を重視し、残された能力を最大限に活用出来るような環境の提供

2 前項の利用料の額の支払いを受けるほか、次の各号に掲げる費用の額の支払いを受けることとする。

- ① 食材料費 54,560 円 (消費税 4,960 円 31 日
- ② 家賃 45,000 円
- ③ 水道・光熱費 24,552 円 (消費税 2,232 円 31 日
- ④ 施設管理費 11,000 円 (消費税 1,000 円
- ⑤ 敷金 100,000 円 保全措置有 重要事項説明書に記載
- ⑥ 介護保険 1 割～3 割負担
- ⑦ 前各号に掲げるもののほか、指定認知症対応型共同生活介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められるもの実費

(生活介護の方針)

第7条 指定認知症対応型共同生活介護は、利用者の認知の症状の進行を緩和し、安心して日常生活を送ることができるよう、利用者の心身の状況を踏まえ、妥当適切に行うよう努めるものとする。

- 2 利用者がそれぞれの役割を持って家庭的な環境の下で日常生活を送ることが出来るよう配慮するものとする。
- 3 介護の提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、利用者またはその家族に対し、サービスの提供方法について、理解しやすいように説明を行うものとする。

(入居に当たっての留意事項)

第8条 利用者は、入居に当たって利用者相互のプライバシーの保護に留意するほか、親睦を図りながら、共同生活を送るものとする。

(緊急時における対応方法)

第9条 介護従事者は介護実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときには、速やかに主治医に連絡等の処置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

(非常災害時対策)

第10条 非常災害に備え、災害時の食料、医薬品等を備蓄し、緊急時の対応者の分担を定めるとともに、定期的に非難、救出その他必要な訓練を行うこととする。

(身体拘束の禁止)

第11条 事業者は、指定認知症対応型共同生活介護の提供に当っては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護する為緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束を行う事はないものとする。

なお、事業者は、身体拘束を行なう場合には、その態様及び時間、その利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録する事とする。

(苦情処理)

第12条 事業者は、提供した指定認知症対応型共同生活介護に係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応する為に、苦情を受け付ける為の窓口の設置をする等の必要な措置を講ずるものとする。なお、事業者は苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録する事とする。

(その他運営についての留意事項)

第13条 介護従業者の質的向上を図るための機会を次のとおり設けるものとし、また業務管理体制を整備する。

- ① 採用時研修 採用後6ヶ月以内
- ② 継続研修 年1回

1 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

2 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

3 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は株式会社グレースホームと事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

第14条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講ずるものとする。

1 事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等活用して行う事ができるものとする)を定期的開催するとともにその結果について従業者に周知徹底を図ること

2 事業所における虐待の防止の指針を整備すること。

3 事業所において、従業者に対し、虐待防止の為の研修を定期的に(年2回以上)実施すること。

4 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

附則

この規程は 平成 28 年 11 月 1 日から施行する。

附則

この規程は 令和元年 7 月 4 日から施行する。

附則

この規程は 令和元年 10 月 1 日から施行する。

附則

この規程は 令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この規程は 令和 6 年 4 月 1 日から施行する。